

平成21年（2009年）9月30日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市情報公開審査会

会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

姫路市長より平成20年12月1日付けで諮問を受けた下記の公文書の非公開決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「姫路市内の整理施行済（姫路市施行及び市費補助分）の確定測量資料（別所地区、復興1工区及び2工区を除く）」

1 審査会の結論

「姫路市内の整理施行済（姫路市施行及び市費補助分）の確定測量資料（別所地区、復興1工区及び2工区を除く）」（以下「本件公文書」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関は、公開請求した公文書については、保存期間が経過しており廃棄したこと、また土地区画整理組合（以下「組合」という。）施行であること等を理由に文書不存在であると口頭にて説明を受けたが、真実性に欠け、姫路市が保管、管理している図書全部を十分に精査した結果とは到底理解することができない。よって、本件処分は不作為にあたる。公開請求は、文書の保存期間と何ら関係するものではなく、誠意をもって精査することを求める。

イ 土地区画整理事業は、道路、下水道等の公共施設の整備、強いては市民生活の向上を目的として行われているが、同時に明治に地租改正から始まった地籍、権利関係について再編成されるものであり、事業の最終段階の確定測量図は、一筆の範囲を確定する資料となる。よって、市自体はもちろん、市民の権利関係の安定には、非常に重要な役目を果たしていくものである。

ウ 土地区画整理完了時に、この確定測量図の成果は登記に反映される。しかし、不動産登記法上、土地区画整理の登記嘱託書には、同法第14条第1項の地図となる図面のみの添付が要求されており、公式の納品には辺長、座標等寸法数値が記入された確定測量図は含まれていない。よって、法務局において保存公開されていない。

エ 土地区画整理法（以下「法」という。）、国土調査法等法令上この確定測量

図を保存、公開する法令は存在しないが、重要性は明らかであるので、他市の多くは長期保存に分類し、以後の事業に利用し、又一般公開もしている。

オ 平成に入り、ITの発展もあり、地理情報システム（GIS）の整備等が準備・計画されていた中で、多分に土地区画整理確定図のような地籍図の幅広い利活用の方策が、国の機関のみならず、あらゆる行政で検討されていたことは明らかである。

カ しかし、姫路市の場合、土地区画整理完了後の確定図の取扱いはその重要性を無視し、姫路市施行分は5年間保存、組合施行分は当初より保存なしとしている。本来、区画整理課は、他課と連携し莫大な費用をかけた成果物である地籍資料の保存、多方面の利用についての方策を考える責任はあったものと考えらる。

キ 不存在とした確定測量図のうち、姫路市施行分に関しては技術者の良心として倉庫の片隅に残していることを信じている。また、組合施行分に関しては、各地元が保存している可能性は高いが、平成6年以降分に関しては、まちづくり館に誰かが保存している。姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第29条に従い、積極的に収集し、都市計画、福祉、復旧等安全安心の政策に利活用、また、市民の利用しやすい状況にできるよう、審査会から実施機関に意見を申し述べてほしい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関が公文書非公開決定通知書、非公開理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、異議申立人が行った「姫路市内の区画整理事業施行済（姫路市施行及び市費補助分）の確定測量資料（別所地区除く）」の公開請求に対応するものとして、「復興1工区、2工区の確定測量資料の参考資料」を公開する決定を行うとともに、本件公文書については存在しないことから、本件処分を行った。
- (2) 市施行の確定測量資料（以下「確定図等」という。）については、保存年限を5年としているため廃棄されており、存在しない。また、組合施行（市費補助分）の確定図等については、市とは別の法人格をもつ組合の文書であり、市の公文書ではないので公開することはできない。
- (3) これまで確定図等の取扱いについては、何度か検討を行ってきており、その中で市施行の確定図等の保存年限は5年とするとしている。また、法務局にも確定

図等をすべて提出している。異議申立人は、技術者は図面をまず捨てないと主張するが、実施機関において、文書保存台帳により本件公文書に該当するものがないか探し、さらに可能性のありそうな文書保存箱も実際に見てみたが存在しなかった。また、組合施行による土地区画整理事業の実施途上で作成された成果物は、あくまでも組合の財産であり、組合解散後、市に寄贈されない限り市の公文書にはならない。組合は事業終了後、解散する際に保有する文書を姫路市土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という。）が使用するまちづくり館へ送り、保存している。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点はない。

4 審査会の判断

実施機関は、非公開の理由として、本件対象文書が「公文書」として存在しないと主張するので、以下、これの該当性について検討する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、法に基づく土地区画整理事業に係る確定図等であるが、同事業は施行者によって事務処理等に若干異なる部分があるため、市施行及び組合施行それぞれの確定図等について、本件処分の妥当性について検討する。

ア 市施行に係る本件公文書の不存在について

確定図等の整理・保存については法令等の定めはなく、実施機関において、文書管理規程に基づき事務処理をしていると認められる。実施機関の主張によると、確定図等の取扱いについては何度か検討を行っており、市施行に係る確定図等については5年保存としている。また、法務局にも確定図等をすべて提出している。このことは、異議申立人が平成20年12月4日付けで行った公開請求に対応する公文書のうち「確定図取扱いプロジェクト報告書」、「土地家屋調査士会からの協議依頼に係る内部調整会議議事録」及び「土地家屋調査士会からの協議依頼に係る部課長会議議事録」においても記載されており、市施行確定図等の保存年限が5年であることは明らかである。

実施機関は、本件処分を行う際には、文書管理規程に基づく文書保存台帳及び書庫にある文書保存箱の中も確認している。また、当審査会においても、実施機関に対し、市施行に係る本件公文書の存在について再度調査を求めた結果、見つけることはできなかったとの報告がなされている。

以上のことから、市施行に係る本件公文書の廃棄を明示的に証明する文書は

存在しないものの、当該公文書は保存年限を経過しているのであるから、文書管理規程に基づき保存年限の経過をもって既に廃棄処理されたと判断できる。

イ 組合施行に係る本件公文書の不存在について

条例第2条第2項によると、「『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。法第14条及び第22条の規定によると、組合は、土地の所有者又は借地権者7人以上からなり、都道府県知事の認可を必要とする法人である。組合は、市とは別の法人格を有する組織であり、組合施行による土地区画整理事業において作成された成果物は、実施機関の職員が職務上作成したものではなく、当該実施機関の職員が組合から取得しない限り、条例第2条第2項に規定する公文書には該当しない。

実施機関の主張によると、組合は事業の完成により解散するが、確定図等事業に係る文書は、まちづくり館において、組合の正副理事長を会員として構成する任意団体である連合会により統括的に保管される。市の建物台帳によると、まちづくり館は平成6年3月に連合会から市に寄附された公用財産となっているが、まちづくり館に係る光熱費及び修繕費等については連合会が負担しており、実施機関がそれらの経費を現在に至るまで負担した事実はないことから、連合会が使用していると認められる。

従って、組合施行に係る本件公文書については、連合会が組合から取得し、まちづくり館で保管しているのであって、実施機関が職務上取得しているとは認められず、条例第2条第2項に規定する公文書には該当しないと解される。

(2) 結論

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 20 年 12 月 1 日	—————	・実施機関からの諮問書の提出
平成 21 年 5 月 22 日	—————	・実施機関からの非公開理由説明書の提出
平成 21 年 6 月 2 日	—————	・異議申立人からの意見書の提出
平成 21 年 7 月 3 日	平成 21 年度第 3 回	・実施機関からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 7 月 27 日	平成 21 年度第 4 回	・異議申立人からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 8 月 31 日	平成 21 年度第 5 回	・審査
平成 21 年 9 月 30 日	—————	・答申